

記載例（退職で一括徴収する場合）



市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 道府県民税特別徴収
 森林環境税

整理番号

給与所得者	フリガナ	カシバ ○○○										新	特別徴収税額 (年税額)	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由 <small>※専業主及び従業員希望の のみに普通徴収への 切替はできません。</small>	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
	氏名	香芝 ○○										姓			徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)				
	生年月日	元号	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	4. 平成	年齢	年	月	日		特別徴収税額 (年税額)	6	10	令和	6	1	2		
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3										120000	40000	80000	10	20	8. 其他の理由を 右欄へ記	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	控除社会保険料額	
	住所	香芝市本町1-2-3																		

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	フリガナ	特別徴収指定番号										担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 [] を [] 月分	
	法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。											受給者番号	納入書の要否 <small>(滞見の場合のみ記載)</small>

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額 を右欄に記入	80,000	左記の一括徴収した税額は、	10	月分（翌月10日納期限）で納入します。
-------	--	---------------------------	---------------	---------------	-----------	---------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が1月1日～4月30日以前でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日以前でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。								
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

市町村処理欄

- 注意事項**
- 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
 - 太線 [] で囲んでいる部分について、記入してください。
 - 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
 - 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 - 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
 - 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。

記載例（退職で一括徴収しない場合）

受付印

市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 道府県民税特別徴収
 森林環境税

整理番号 5年度 特別徴収指定番号 12345678 宛名番号 1 6年度 特別徴収指定番号 12345678 宛名番号 1									
所在地 市町村長 令和 年 月 日 提出		〒 639-0292 香芝市〇〇〇1-1 〇×株式会社 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1010112233445				課税関係 人事課給与係 香芝〇〇 電話番号 0745-76-0000		担当 氏名 電話番号 内線	
フリガナ カシバ 〇〇 氏名 香芝 〇〇 生年月日 元号 3-1-1 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 60年 1月 1日 個人番号 123456789123		新 姓 特別徴収税額 (年税額) (ア) 120000 (イ) 徴収済税額 6月分 4000 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 9月分まで 5月分まで (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 80000		異動年月日 令和 6年 10月 20日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。 ①退職 ②転勤・転籍 ③休職 ④長欠 ⑤死亡 ⑥支払少額 ⑦支払不定期 ⑧その他 番号を記入 1		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1月1日以降退職時 までの給与支払額 320000 控除社会保険料額 310000	
住所 1月1日 現在 香芝市本町1-2-3 異動後		特別徴収税額 (年税額) 120000		未徴収税額 (ア)-(イ) 80000		異動の理由を 右欄へ記		番号を記入 3 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地 〒 フリガナ 法人番号		特別徴収指定番号 担当 氏名 電話番号		新しい勤務先へは、 月割額 〇〇〇〇 を 〇〇 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
受給者番号 番号を記入 1		納入書の要否 (譲渡の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額 を右欄に記入		左記の一括徴収した税額は、 〇〇〇〇 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
---	--	---------------------------	--	--	--

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が1月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		旧 年度 5年度 月分以降の 月割額は 〇〇 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		入力者 点検	
新 年度 6年度 月分以降の 月割額は 〇〇 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他		入力者 点検		入力者 点検	

市町村処理欄

注意事項等

- 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
- 太線で囲んでいる部分について、記入してください。
- 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
- 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
- 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
- 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。

記載例（転職の場合）



市町村民税給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
道府県民税特別徴収
森林環境税

整理番号									
〒 639-0292									
所在地 香芝市〇〇〇1-1									
名称 ○×株式会社									
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1010112233445									
給与支払者 (市町村長)		担当者		課税係		氏名		電話番号	
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 提出		人事課給与係		香芝〇〇		0745-76-0000		12345678	
フリガナ カシバ		氏名 香芝		異動年月日 令和 6 年 10 月 20 日		異動の事由 ② 転職・転籍		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続	
氏名 香芝		特別徴収税額 (年額) 120000		徴収済税額 (イ) 6 月分		未徴収税額 (ウ) 10 月分		1 月以降退職時までの給与支払額	
生年月日 〇3-〇1-〇1		特別徴収税額 (年額) 120000		徴収済税額 (イ) 6 月分		未徴収税額 (ウ) 10 月分		1 月以降退職時までの給与支払額	
個人番号 123456789123		特別徴収税額 (年額) 120000		徴収済税額 (イ) 9 月分		未徴収税額 (ウ) 5 月分		1 月以降退職時までの給与支払額	
住居 〇〇		特別徴収税額 (年額) 120000		徴収済税額 (イ) 9 月分		未徴収税額 (ウ) 5 月分		1 月以降退職時までの給与支払額	

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〒 639-0200									
所在地 香芝市本町〇〇〇									
名称 (株)〇△工業									
特別徴収指定番号 新規									
法人番号 1163180542791									
新しい勤務先へは、月割額 10,000 を 10 月分									
(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。									
受給者番号 001									
納入書の要否 番号を記入 ① 必要 ② 不要									

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ①		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		徴収予定額 (ウ)と同額		左記の一括徴収した税額は、		〇 月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
番号を記入 ②		2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		を右欄に記入					

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。									
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。									
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。									
3. 死亡による退職のため。									

旧特別徴収処理額	5年度	〇 月分以降の月割額は	〇	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	6年度	〇 月分以降の月割額は	〇	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

- 注意事項**
1. 本書は特別徴収の（個人の市民税、県民税及び森林環境税を給与差引している）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出していただく用紙です。提出期限は、原則として、該当の従業員の異動があった月の翌月10日までです。なお、住所変更の場合は提出不要です。
 2. 太線 [] で囲んでいる部分について、記入してください。
 3. 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
 4. 給与所得者本人が国外に出国される等の場合は、納税管理人の届出が必要となる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。
 5. 退職の日が1月1日から4月30日までの間の場合は、本人からの申し出が無くても必ず一括徴収してください。
 6. 在職中に死亡しそれに伴い退職された場合は、1月1日以降であっても、一括徴収することはできません。